

昭和女子大学学術機関リポジトリ運用規程

(趣旨)

第1条 昭和女子大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、昭和女子大学（以下「本学」という。）の教育・研究活動を通して得られた学術成果等を、電子化により蓄積し恒久的保存を進めるとともに、学内外へ無償で公開することにより本学の学術研究の発展に寄与し、社会に貢献することを目的とする。この目的を達成するため、リポジトリの運用に関し必要な事項を定める。

(管理運用)

第2条 大学部局長会に学術機関リポジトリ運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置き、図書館長を運営委員長として運営に関する重要な事項を協議する。

- 2 リポジトリの管理運用は、昭和女子大学図書館（以下「図書館」という。）において行うものとし、図書館長を責任者とする。
- 3 運営委員会の組織・運営に関する事項は、別に定める。

(登録対象)

第3条 リポジトリに登録・蓄積・保存（以下「登録」という。）する対象は、本学において創出された次の各号に掲げる学術成果等とする（文字資料以外の電子的資料（画像・データ集）を含む）。

- (1) 学術論文（学術雑誌掲載論文、紀要論文、学会発表資料等）
 - (2) 学位論文（博士論文、要旨）
 - (3) その他、運営委員会の議を経て、運営委員長が適当と認めたもの
- 2 知的財産権に係る法令、学会等の投稿規約、商業出版社との契約条項等に抵触する問題が生じないものであること。
 - 3 公開することについて倫理上その他の問題が生じないものであること。

(登録者)

第4条 リポジトリに学術成果等を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍又は在籍したことのある教職員、及び本学に在籍する教員が推薦する学生
 - (2) 本学において博士の学位を授与された者
 - (3) その他、運営委員会の議を経て、運営委員長が適当と認めた者
- 2 前項第1号の推薦方法については、別に定める。

(登録手続き)

第5条 登録者は、次に掲げるリポジトリの利用条件を承諾したうえで図書館に「登録・公開許諾書」（別紙1）を提出するものとする。ただし、登録者が団体である場合、著者と団体との間の許諾書その他をもって「登録・公開許諾書」に代えることができる。なおこの承諾により著作権は移転しない。

- (1) 当該学術成果等を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数に無償で公開（送信）する。

(3) 複製物の保全（バックアップ）及び利用のための複製・媒体変換を行う。

2 登録者は、登録に際し、やむを得ない事由がある場合には、全文の登録を留保することができる。この場合の手続きについては別に定める。

(登録)

第6条 登録者から登録の申請をされた学術成果等は、図書館又は団体が登録する。登録の際は次のとおり扱う。

(1) 公開に支障がないと認められる場合、学術成果等のタイトル、著者名等を確認したうえで、リポジトリに登録し、リポジトリシステムで公開する。

(2) 公開に支障があると認められる場合、登録者に登録できない旨を通知する。

(登録された学術成果等の利用)

第7条 図書館は、リポジトリに登録された学術成果等の利用にあたり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 第5条に掲げる方法以外による利用は行わないこと。

(2) ネットワークを通じて当該学術成果等を利用する者に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する私的目的での複製、引用等の権利制限を超えて利用しようとする場合、著作権者、その他の関連する権利者の許諾を得なければならないことを周知すること。

(著作権に係る利用許諾)

第8条 当該学術成果等の著作権に係る利用許諾の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 著作権が当該学術成果等の登録者のみに帰属している場合、登録者は本学に対し、第5条に掲げる利用を無償で許諾する。

(2) 著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合、登録者は本学に対し、第5条に掲げる利用を無償で許諾することについて、他のすべての著作権者から同意を得なければならない。

(3) 著作権が登録者以外に帰属している場合で、登録者自らが正当な権利を有する者から許諾を得ることが困難な事情があるときは、登録者に代わり本学が、第5条に掲げる利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得るものとする。なお、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合にはこれを要しない。

(4) 当該学術成果等がリポジトリに登録された後も、著作権は本学に移転することはなく、著作権者の元に留保される。

(削除・非公開化)

第9条 図書館又は団体は、次に掲げる場合において、リポジトリに登録された学術成果等を削除又は非公開化することができる。

(1) 登録者が理由を付して削除又は非公開化の申請を行い、当該申請を運営委員長が承認した場合。

(2) 盗用又は剽窃による成果である、又は内容が著しく不適切である等の理由により、運営委員長が削除又は非公開化を決定した場合。

(学術成果等登録の拒絶)

第10条 図書館又は団体は、次に掲げる事由がある場合には、学術成果等をリポジトリに登録することを拒絶できる。

- (1) 学術成果等の内容が他の者に帰属する著作権その他の権利を侵害する場合。
- (2) 学術成果等が犯罪を構成する場合。
- (3) 学術成果等が公序良俗に反する内容を含む場合又は社会的にみて著しく不適切な内容である場合。

2 前項により登録を拒絶した場合には、図書館又は団体は、登録者に対して、遅滞なく通知するものとする。

3 第1項により登録を拒絶された者は、拒絶の理由を文書で示すよう運営委員長に対して請求することができる。

(学術成果等の登録・削除・非公開化・登録の拒絶等の業務の委託)

第11条 図書館及び団体は、運営委員会に書面による事前の承諾を得て、学術成果等の登録・削除・非公開化・登録の拒絶及び関連業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。ただし、その管理の責務は、委託元が負うものとする。

(免責事項)

第12条 登録された学術成果等の内容に関する責任は、当該登録者が負うものとする。

2 本学は、学術成果等を利用することによって生じた利用者又は登録者、著作権者等の損害・不利益について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、リポジトリの運営に関し必要な事項は図書館長が決定する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。

附則 (平成26年3月7日制定)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月1日に改定し、施行する。[登録対象の変更及び関係条文の改訂]

この規程は、令和4年5月26日に施行する。[登録及び登録関連業務の条文追加]